

議案第 6 7 号

向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 1 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

向日市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第8号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行				
（利用乳幼児及び職員の健康診断） 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）</u>（以下この項において「<u>健康診断等</u>」という。）が行われた場合であって、当該<u>健康診断等</u>がそれぞれ同表の右欄に掲げる <u>健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。 <table border="1"> <tr> <td><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr> <tr> <td><u>乳幼児に対する健康診査</u></td><td><u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td></tr> </table> 3及び4 略	<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	（利用乳幼児及び職員の健康診断） 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u> _____が 行われた場合であって、当該<u>健康診断</u>が<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</u>の結果を把握しなければならない。 3及び4 略
<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。